

戸籍システム標準準拠対応業務プロポーザル手続き開始の公告

安高DX第160号

2026年7月31日

戸籍システム標準準拠対応業務に関して、下記事項に基づきプロポーザルを実施しますので、次のとおり提案依頼参加申込書の提出を招請します。

安芸高田市長 藤 本 悦 志

1. 業務名

戸籍システム標準準拠対応業務

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、戸籍法その他関係法令に基づき、戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票等の管理並びに各種証明書の交付等の戸籍事務を実施している。戸籍事務は、市民の身分関係を公証する極めて重要な基幹業務であり、その適正かつ安定した運用が求められている。

現在運用している戸籍情報システムについては、制度改正への対応、運用保守、他システムとの連携等を行いながら運用しているが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法令及び国の方針に基づき、戸籍情報システムについても標準仕様に準拠したシステムへの移行が必要となっている。

本業務は、デジタル庁及び法務省が公表する最新の戸籍情報システム標準仕様書に準拠した戸籍情報システムを導入するとともに、ガバメントクラウドを活用した安定的かつ安全なシステム環境を構築し、本市における戸籍事務の効率化、業務品質の向上、市民サービスの向上及び将来にわたり持続可能なシステム運用を実現することを目的とする。

また、本業務では、現行システムから新システムへの円滑なデータ移行、各種システムとの連携、職員教育、運用支援及び保守サービスを含めた総合的なシステム構築を行うものとする。

(2) 解決すべき課題

本業務では、現行システムが抱える課題及び地方公共団体情報システム標準化の趣旨を踏まえ、次の課題を解決することを目的とする。

① 標準仕様への適合

デジタル庁及び法務省が公表する最新の戸籍情報システム標準仕様書に適合したシステムを導入し、標準仕様への継続的な適合を確保すること。

② 制度改正への迅速な対応

戸籍法その他関係法令、政省令、通知等の改正に対して迅速かつ適切に対応できるシステムを構築すること。

③ ガバメントクラウドへの対応

ガバメントクラウドを利用したシステム基盤を構築し、高い可用性、信頼性及び運用効率を確保すること。

④ 運用負担の軽減

システム運用及び保守管理の効率化を図るとともに、職員の運用負担及び管理負担を軽減すること。

⑤ 他システムとの連携強化

住民記録システム、宛名管理システム等の標準準拠システム及び戸籍副本システム等との円滑なデータ連携を実現すること。

⑥ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティポリシー及び国が定める各種ガイドラインに準拠し、個人情報及び戸籍情報を適切に保護できるシステムを構築すること。

⑦ 市民サービスの向上

職員の操作性及び事務効率を向上させるとともに、正確かつ迅速な証明書発行等により市民サービスの向上を図ること。

(3) 整備方針とねらい

本業務では、次に掲げる基本方針に基づきシステムを整備するものとする。

① 標準仕様への完全対応

受託者は、デジタル庁及び法務省が公表する最新の戸籍情報システム標準仕様書に定める全ての標準機能に適合したシステムを提供すること。

提案時には、標準仕様適合確認書及び標準仕様差異一覧を提出し、標準仕様への適合状況を明確に示すこと。

② ガバメントクラウドの活用

国が推進するガバメントクラウドを利用し、安定性、拡張性、可用性及びセキュリティを備えたシステム基盤を構築すること。

③ 業務継続性の確保

災害、障害その他非常時においても戸籍事務を継続できるよう、適切なバックアップ、冗長化及び障害復旧対策を講じること。

④ 操作性及び利便性の向上

利用者にとって理解しやすく、効率的に操作できる画面構成及び操作体系を採用し、職員の事務負担軽減を図ること。

⑤ 将来の制度改正への柔軟な対応

標準仕様改版、法改正及び制度改正等に柔軟かつ迅速に対応できるシステム構成とすること。

⑥ ベンダーロックインの回避

標準仕様に基づくシステムを採用し、将来のシステム更新時においても特定事業者への依存を最小限とすること。

(4) システムの利用者と運用担当者

① システム利用者

本システムの主な利用者を以下に記述する。

安芸高田市 市民部市民課：約 10 名

安芸高田市 5 支所：約 26 名

を想定している。

同時アクセス数は、以下の人数を想定している。

安芸高田市全体：常時約 5 名程度、最大 10 名程度

② システム運用担当者

サーバの監視やデータのバックアップ作業等、本システムのシステム運用に関する作業は、安芸高田市企画部 DX 推進課の職員が行う。この職員は通常 3 名で従事し、基幹系業務システムと本システムの運用業務とを兼務する。

4. 既存システムとの関係

(1) 既存システムの概要

現行システムは富士通 Japan 株式会社製の MICJET 戸籍システム(オンプレミスの Microsoft Windows Server 2016 上で稼働)を使用している。

新システムの本番稼働は、2027 年 12 月頃を想定している。

現在の既存システムから新システムへのデータ移行は、除籍・改製原戸籍データ、戸籍データ、附票データ、民刑データ、区画変更証明データ、証明発行履歴データ等のデータ移行を行う予定である。

新システム稼働以降、既存システムは停止することを想定している。

5. 履行期間

(1) 構築契約期間：契約日から 2027 年 12 月 31 日まで

本番稼働：2027 年 12 月予定

ただし、本番稼働は業務状況等で若干の変更となる可能性があるため、受託者は、安芸高田市の指示に従い、柔軟な稼働日設定が行えること。また、本番稼働時においては、システムトラブル等に備え、安全確実な運用が行えるよう、十分な支援体制で臨むこと。

保守・運用支援契約については、初期構築費用分(本番稼働後～令和 9 年 12 月 31 日)は、当初構築契約と一括で契約するが、2028 年 1 月 1 日から 2032 年 12 月 31 日までについては、今回提示された費用を上限として年度ごとの契約となる。このため、今回の提案によって、運用支援、保守の契約を継続的に行うことを約束するものではないため、それを前提とした提案を行わないこと。

6. 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でない

こと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(5) 消費税等の滞納がない者であること。

(6) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。

(7) 次の期間において、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。

公示の日から契約を締結した日まで

(8) 安芸高田市令和 7・8 年度物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿の（役務の提供等：5 情報・通信：①システム設計・開発、②システム保守・管理）いずれかに登録されている者又は契約締結までに登録が可能な者であること。

(9) 提案する戸籍情報システム（標準準拠システム）が、他の地方公共団体において本稼働している実績を有すること。

(10) ガバメントクラウド環境における自治体向けシステムの導入又は運用実績を有すること。

(11) 本市が優先交渉権者を選定後、提案内容を基本として協議を行い、仕様及び契約内容を確定することについて承諾できる者であること。

7. プロポーザルの手続き

プロポーザルの手続き等詳細については、「戸籍システム標準準拠対応業務提案依頼説明書」による。

8. 提案依頼参加申込書の受付

当該業務のプロポーザルに参加を希望する者は、提案依頼参加申込書を持参により提出すること。

(1) 提案依頼参加申込書の提出期限

提出期限 2026 年 8 月 17 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出場所

安芸高田市企画部 DX 推進課

9. 提供する資料について

以下提供資料については、提案依頼参加申込書の持参を以て引き換えとする。

(1) 戸籍システム標準準拠対応業務委託仕様書

(2) 戸籍システム標準準拠対応業務サービスレベル要求一覧

(3) 戸籍システム標準準拠対応業務提案書作成要領

(4) 別紙 安芸高田市ネットワーク概要図

(5) 提供様式

様式② 見積書

様式③ 提案依頼参加辞退届

様式④ 提案時念書

様式⑤ 質問表

様式⑥ 実績一覧表

様式⑦ 標準仕様差異一覧

様式⑧ 標準仕様適合確認書

様式⑨ オプション提案見積書

※一旦、「様式① 提案依頼参加申込書」を提出した後、辞退を申し出る場合、「様式③ 提案依頼参加辞退届」を提出すること。

※提供する上記資料については、電子ファイルを格納した DVD-R（2 枚：正・副）を交付する。

10. 審査資料の提出

当該業務の提案依頼参加申込書を提出した者は、提出物一式を、各受付締め切り日時までに持参又は郵送等により提出すること。

提出場所：安芸高田市企画部 DX 推進課

なお、締め切り日時以降の受付については、いかなる理由があろうとも一切認めない。

また、提出物は返却しないので、了承のこと。

11. 参加の喪失

当該業務の請負候補者として選定されたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加することができない。

(1) 「6. 参加資格」を満たさなくなったとき

(2) 提案依頼参加申込書及び審査資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき

12. 問い合わせ先（担当課）

安芸高田市 企画部 DX 推進課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

T E L : 0826-42-5636（直通）

F A X : 0826-47-1223

メール：dx@city.akitakata.jp